

防災士資格取得に係る 経費の補助について

本市では鎌倉市自主防災活動育成費補助金交付要綱に基づき、自主防災組織が行う活動の育成及び防災資機材の設置等に係る補助を行っているところです。

令和6年7月に要綱を改正し、自主防災組織に属する市民が防災士資格を取得した際に要した経費を補助対象として追加しました。防災士資格取得に係る試験の受験料などの経費を、一定額補助することが可能ですので、是非ご活用ください。

■ 防災士とは

NPO 法人の日本防災士機構が認定する民間資格で、地域防災力向上のために活躍が期待される人です。

■ 資格取得の方法

- ステップ① 日本防災士機構が認証した研修機関が実施する「防災士養成研修講座」を受講し、「研修履修証明」を取得する。
- ステップ② 日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」を受験し、合格する。
- ステップ③ 全国の自治体、地域消防署、日本赤十字社等の公的機関、またはそれに準ずる団体が主催する「救急救命講習」（心肺蘇生法や AED を含む）を受け、その修了証を取得する。
- ステップ④ 日本防災士機構への「防災士認証登録申請」を行い、認証登録を完了する。
（登録後に防災士認証状と防災士証が送付される）

※研修講座受講と試験受験は最低2日間を要します。

※研修講座受講料や防災士認証登録料など、一般的に 64,000 円程度の費用がかかります。

※詳細は日本防災士機構のホームページでご確認ください。

■ 補助対象経費

- 日本防災士機構が認証した研修機関が実施する「防災士養成研修講座」の受講料
- 日本防災士機構が実施する試験の受験料
- 日本防災士機構が販売する教本代
- 日本防災士機構への防災士認証登録申請料資格認証の登録料

※研修講座受講のための交通費などは、補助対象外です。

■ 補助対象者・補助額など

補助対象者	補助額
自主防災組織 ※防災士資格を取得する市民が所属する自主防災組織に対して、補助を行います。 ※申請手続きは、自主防災組織名で行っていただきます。	補助対象経費の「1 / 3」以下 (上限 20,000 円) ※同一自主防災組織に対する1 会計年度における補助金の額は、20,000 円を限度とします。

◆ご注意ください◆

【当該年度の4月1日以降に研修講座を受講し、1月末までに
認証登録申請を行ったものが対象】

研修講座の受講から防災士資格取得までを年度内に完結する必要があります。認証登録申請から認証登録まで最短で1 箇月程度かかることから、当該年度の1 月末までに認証登録申請を行ったものを補助対象とします。

【補助金の交付を希望する場合は事前に市総合防災課へ連絡】

予算の都合上、補助金の交付を希望する場合は、自主防災組織の担当者から市総合防災課へ必ず事前にご連絡ください。(事前のご連絡が無く、防災士資格を取得された場合に補助金を交付できない可能性があります。)

■ 手続きの流れ

別紙「鎌倉市自主防災活動育成費補助金手続きの流れについて【防災士資格取得補助】」をご参照ください。

<問い合わせ先>

鎌倉市役所 総合防災課防災担当
電話：0467-23-3000 (代表)